



経済成長への突破口となる国家戦略特区の積極的な活用を

～「目指す姿」を国民と共有し、改革を加速する～

2014年4月23日

公益社団法人 経済同友会

目 次

I. 総論 一特区の推進に向けて一	1
1. 国家戦略特区を経済成長への突破口に	1
2. 「目指す姿」の共有により、目的の実現を（各論で詳述）	1
3. 「目指す姿」の実現に向け、規制改革項目の有効活用と追加を（各論で詳述）	1
4. 特区を機能させるための体制強化を	2
(1) 改革志向の特区に対する積極的な評価	
(2) 特区を円滑に推進する体制の構築	
①新規の個別規制・制度改革に関する提案を増やす仕組みづくり	
②首相のリーダーシップによる会議間の連携強化	
③運営体制の充実	
5. 着実な全国への波及	3
6. 首相のリーダーシップでスピード感を持った対応を	3
II. 各論 一目指す姿と具体的改革項目とは一	5
1. 東京圏の特区で目指す姿	5
(1) 世界的に優位なビジネス環境の実現	5
(2) 都市の質向上（生活環境の整備）	6
(3) 東京オリンピック・パラリンピック（2020）関連： 「成熟した国の未来都市形成に向けて」	6
(4) 全国への波及と成長への好循環	7
2. 「目指す姿」を実現するために具体的に検討が必要な主要項目（例示）	8
(1) 世界的に優位なビジネス環境の実現	8
(2) 都市の質向上（生活環境の整備）	9
(3) 東京オリンピック・パラリンピック（2020）関連： 「成熟した国の未来都市形成に向けて」	10
3. 「世界」をより意識した東京圏特区を	12
参考1：特区法の初期メニューに掲載された規制・制度改革項目、および国家戦略特区諮問会議民間議員が指摘した「岩盤規制」（例示）、および東京都特区提案からの抜粋	13
参考2：本会「目指す姿」から導出される各種規制・制度改革の分野別整理	15
改革推進プラットフォーム 国家戦略特区 PT 委員名簿	16

1. 総論 一特区の推進に向けて一

1. 国家戦略特区を経済成長への突破口に

2014年3月、国家戦略特区が具体的に選定された。国家戦略特別区域法（以下、特区法）には、「岩盤規制」と呼ばれる容積率・用途等土地利用規制の見直しや保険外併用診療の拡充、公設民営学校の設立等が改革項目として盛り込まれている。

こうした画期的な内容に加え、過去に類例のない強力な推進体制の構築、迅速な特区法の公布・施行に至る背景には、安倍政権の揺るぎない決意と、わが国の将来に対する強い危機意識がある。

本制度は成長戦略の実現手法として内外から期待が寄せられており、改革項目の追加や運営上の工夫も今後さらに必要になると考える。

本会は、国家戦略特区が経済成長への突破口となるように引き続き改革への取り組みを強く支持していくとともに、我々企業経営者としても、国家戦略特区を積極的に活用し、新事業創造に挑戦することで、企業自らが成長に主体的に貢献していくという姿勢・覚悟をここに示す。

2. 「目指す姿」の共有により、目的の実現を（各論で詳述）

東京圏を特区とする最大の目的は「世界的に優位なビジネス環境を整え、経済成長をリードし加速させる」ことである。そして、そのためには、特区が最終的に「目指す姿」のイメージを明確にし、広く共有しておく必要がある。

なぜならば、個別規制・制度の細部の議論が詰まるにつれ、ともすれば規制・制度改革自体が目的となり「目指す姿」が見失われかねないからである。

特区の意義を国民に広く理解してもらうためにも、規制・制度改革は「目指す姿」を実現するための手段であることを常に認識し、原点に立ち返りながら、広い視野と長期的な視点での論議、実行を進めていく必要がある。

今後、各特区のPDCAサイクルを回していく上でも、基準となる「目指す姿」は不可欠である（各論P5～7）。

3. 「目指す姿」の実現に向け、規制改革項目の有効活用と追加を（各論で詳述）

「目指す姿」を実現するためには、特区法の初期メニューをまず有効に活用することに加え、新たな個別の規制・制度改革項目を次々と追加していくことが重要である。今後の議論に向け、必要な個別項目を例示した（各論P8～11）。

なお、東京都が、3月28日に新たな提案を打ち出すとともに、5月に追加提案を行うと表明していることについては評価する。まず、東京都としても本提

言で示すような形で、特区の「目指す姿」を明確にした上で、規制改革項目の有効活用と追加に関する更なるチャレンジを強く期待したい。(各論P12)

4. 特区を機能させるための体制強化を

特区を機能させるためには、以下の点を踏まえて運営することが必要不可欠であり、そのために必要な体制強化を図るべきと考える。

(1) 改革志向の特区に対する積極的な評価

課題：現時点では、自治体間の取り組み意欲の差が顕著に見られる。国・自治体・民間事業者の三者が一体で推進する必要がある中、こうした状況の改善が不可欠である。

提言：特区の成功は、区域会議の実行力にかかっている。したがって、首長のリーダーシップの下、区域会議がPDCAサイクルを回すことによって自ら提案した規制改革項目を着実に実行していくことを期待したい。国は取り組み状況に対する評価体制を構築し、進捗度合が基準未満の場合には、警告の上、指定取消しなどの厳しい対応が必要である。

(2) 特区を円滑に推進する体制の構築

①新規の個別規制・制度改革に関する提案を増やす仕組みづくり

課題：提案している当事者（自治体、民間事業者）が規制・制度の細部に宿る問題点を最もよく理解している。勇気を持って問題提起をする当事者が、逆に損をするようでは、革新的な提案が寄せられることは期待できない。

提言：提案者に対する一定期間の秘密保持によって、先行者利得を享受できるようにすべきである。その際、新たな既得権者を生み出さぬよう十分な注意が必要である。また、追加提案を踏まえた改正法案を速やかに国会に提出することも重要である。

②首相のリーダーシップによる会議間の連携強化

課題：外部からは国家戦略特区諮問会議と政府の各種会議の連携が見えにくい。また従来の特区（構造改革特区や総合特区）の総括はできているのか、今回の国家戦略特区との関係も見えにくい。

提言：国家戦略特区諮問会議は、産業競争力会議、規制改革会議と強く連携し、最適な役割分担によって最大の効果を生むことを目指すべきである。

従来の特区の成果をレビューし、その結果を広く公開し、今後の国家戦略特区の運営に活かしてもらいたい。

③運営体制の充実

課題：規制改革に関する新規提案の判断、政府の会議間の連携強化、各地の区域会議の開始・運営など、今後の業務は加速度的に増大すると見込まれる。

提言：定員増や民間人材の登用などによって、運営体制を質・量の両面で充実させる必要がある。

5. 着実な全国への波及

課題：特区は規制改革の「実験場」であり、全国の中のスタート地点という位置付けだが、その後の着実な全国展開に向けての道筋が見えにくい。

提言：今後、各区域の計画実施にあわせて評価を行い、効果が認められるものは、着実に全国展開をする。その際、特区で行った施策は関連するものも含め、詳細に公開し、波及効果を生みだせるようにする。その上で、各地域の比較優位を生かした取り組みを促進して、早期により大きな効果を生むようにする。

6. 首相のリーダーシップでスピード感を持った対応を

安倍首相は「規制改革は成長戦略の一丁目一番地¹」と言及し、国家戦略特区について「向こう2年間、そこでは、いかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から、無傷ではられません²」と述べた。すべての岩盤規制に突破口を開くという強い意思表示であると共に、国際社会に向けて日本の覚悟を「公約」した。この「公約」を高く評価する。今後も首相のリーダーシップの下、スピード感のある対応を強く求めたい。

本会は、国家戦略特区が経済成長の突破口となるように特区制度関係者を応

¹ 第1回規制改革会議（2013年1月14日）

² 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～（2014年1月22日）

援・鼓舞するとともに、会員所属企業を通して国家戦略特区を積極的に活用し、成長に貢献していく。さらに、規制改革が今後計画的かつ着実に実行されることによって、「目指す姿」が早期に実現できるよう、随時提言していく所存である。

II. 各論： 一 目指す姿と具体的改革項目とは一

1. 東京圏の特区で「目指す姿」とは

以下では、本会の考える東京圏の特区で「目指す姿」を描く。

特区の目的

- ①世界的に優位なビジネス環境を整えて民間の創意工夫を促し、経済成長を加速させる。
- ②まず、東京圏において、規制改革を突破口として、先進的な取り組みを早期に実施する。
- ③その成功例を全国に波及させることにより、地域の進化・発展に貢献する。

(1) 世界的に優位なビジネス環境の実現

■目指す姿

- ・ ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、上海などとの競争に勝ち抜く企業の立地条件を整えて、先端ビジネスを集積している。
- ・ 常に世界の最先端を行くために、進化し続ける都市としてソフト面、ハード面で整備ができています。
- ・ 東京圏が優位性を持つソフト・パワー（知財・人材・情報など）を更に強化し、国際社会からの信頼や発言力を獲得している。
- ・ 「世界で最も起業しやすい都市」として、各種制度・インフラが整備され、世界中から優秀な人材が集まってきている。
- ・ グローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を多数誘致し、グローバル企業のアジア拠点としての地位を築き、多様な人材が活躍している。
- ・ 世界の物流ハブとして、世界の金融センターとして、世界の情報拠点として、東京圏が世界と日本を繋ぐ架け橋となっている。
- ・ 女性、高齢者、障がい者が積極的に活躍のできるダイバーシティが当たり前の社会になっている。
- ・ MICE の開催地としての街に魅力やブランド力があり、ビジネス機会やイノベーションを創出している。
- ・ 世界のビジネス環境ランキングで日本が先進国3位以内に入っている。

(2) 都市の質向上（生活環境の整備）

■目指す姿

- ・地球に優しく、生活し易い快適な環境の整備が進むと同時に、高いセキュリティ対策により、安全、安心を確保している。
- ・バリアフリー施設や高齢者向けサービスの拡充など、高齢者、障がい者にやさしい町並みとなっている。
- ・防災・減災対策や老朽化したインフラの維持・補修が行われ、持続的な発展が可能な都市インフラが整備できている。
- ・(世界中の人が長期滞在したくなる) 歴史的・文化的雰囲気にもまれた魅力的な空間となっている。
- ・土地の効率的な利用が可能になり、都心区域居住やビジネススペースが拡大するなど、利用者の満足度が向上している。
- ・公共空間を使ったイベントで、都市がにぎわっている。
- ・グローバル人材を養成するための多様な教育体制が充実している。

(3) 東京オリンピック・パラリンピック（2020）関連：「成熟した国の未来都市形成に向けて」

上記（1）（2）のビジョン実現に向け、世界的なイベントである五輪開催の機会を最大限活用する。

■目指す姿

- ・道路交通情報システムに新たな技術を導入し、未来都市に相応しい交通網となっている。
- ・グローバル化を意識した街づくりが進み、外国人が繰り返し訪ねてみたいと思う魅力的な都市に進化し続けている。
- ・外国から訪れやすく、また国内では外国人でも移動しやすく、滞在しやすい街づくりが進んでいる。
- ・居住施設が幅広く宿泊用に提供され、宿泊施設の不足を補うと共に、旅行者の滞在先の選択肢を増やしている。
- ・ランドマークとその周辺整備が進み、また観劇や音楽鑑賞などの情報が入手しやすい状態になっている。

(4) 全国への波及と成長への好循環

東京圏の特区における規制改革を突破口として、その成功例を全国に波及させる。

■目指す姿

- ・国家戦略特区で実験された項目が、各地域の中心となる都市で遅滞なく展開され、止まっていた経済が再び動き出す中で、新陳代謝が促進され、成長分野への投資や人材の移動を加速している。
- ・それにより、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で日本全体に波及効果が現れている。
- ・その中で、消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環が実現し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及している。
- ・再生可能エネルギーなどを活用した、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが各地で進んでいる。
- ・科学技術・イノベーションにより、健康長寿で環境に優しい省エネ社会が実現している。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備の際に導入されたPPP/PFIに参画した地方自治体・地方銀行などが中心となり、そこで得たノウハウを基に地元のインフラ整備を推進している。その結果、各地方において、中央の財政や地方債に頼ることなく、自立したPPP/PFIが動き出している。
- ・世界の人々が日本各地を行き交い、世界最高レベルの文化・生活基盤が整っている。

2. 「目指す姿」を実現するために具体的に検討が必要な主要項目（例示）

以下は、「目指す姿」を実現するための「具体的に検討が必要な主要項目」と、「関連する規制・制度改革」を例示したものである。ただし、これらは一つの項目が他の項目の実現に資する場合もあるため、必ずしも一対一の対応にはなっていない。

なお、関連する個別規制・制度改革について、特区法の初期メニューや民間議員提案で示した内容、本会の過去の提言やPTメンバーの意見を反映したものを中心に、できるだけ幅広く記載した。

以下記載の、

※は、国家戦略特別区域法で初期メニューとして対応しているもの、

●は、国家戦略特区諮問会議の民間議員から、岩盤規制として例示されたもの（2014年1月30日）、

*は、東京都の「東京発グローバル・イノベーション特区」で提案されている措置（2014年3月28日）、を指す。

（1）世界的に優位なビジネス環境の実現：

①ビジネスコストの低減

- ・法人の税負担の軽減（含む、諸外国並みの法人実効税率の25%程度への引き下げ）

<関連する個別規制・制度改革>

- ・設備投資減税、研究開発税制の特例、償却資産（固定資産税）の特例など ※
- ・法人実効税率の引き下げ *

注：以下の②、③もビジネスコストに含まれる。

②雇用の柔軟化、多様性の確保

- ・専門的・技術的分野の外国人材の積極的受け入れ促進
- ・技能人材など、一定の技能や資格を有する、より幅広い外国人材の受け入れ
- ・男女が共に仕事と育児・生活を両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス諸制度の充実など）
- ・女性の管理職登用促進に向けたキャリア・アップ支援策の充実

<関連する個別規制・制度改革>

- ・雇用条件の明確化 ※
- ・有期雇用の特例 ※

③外国企業誘致の本格化

- ・各種手続き（事業所開設など）の簡素化

<関連する個別規制・制度改革>

- ・株式交換方式による企業買収における株式譲渡益課税の税制適格要件の緩和

- ・非居住外国人を代表とする法人設立登記の特例 *
- ・法人設立ワンストップサポートセンターの設置（含む、英語での申請受付） *
- ・各種行政手続きの際の英語での申請（法人設立 *、家族の引っ越し手続など）

④イノベーションの強化・加速

- ・産学官連携による科学技術イノベーションの推進（医療、ナノテクなど）
- ・起業の促進およびベンチャー企業育成策の拡充

<関連する個別規制・制度改革>

- ・病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ※
- ・保険外併用療養の拡充 ※
- ・医学部の新設に関する検討 ※
- ・先駆的な事業に必要な資金の貸付に対する利子補給金 ※
- ・外国人留学生による起業の支援促進 *
- ・公共調達参加資格、随意契約要件の緩和 *

(2) 都市の質向上（生活環境の整備）：

①国際競争力強化に資する基盤構築

- ・物流効率化やインフラの維持管理における ICT の利活用
- ・社会保障・税番号制度の導入と ICT の活用促進
- ・インフラ整備の迅速化のための各種許認可手続きのワンストップ化
- ・防災・減災対策の着実な推進、並びに BCP・防災機能の向上、有事のエネルギーなどの確保
- ・PPP/PFI の活用による、民間の資金や知恵を活かした効率的なインフラ整備・運用
- ・災害時、平常時の双方において機能する道路交通情報通信ネットワークの整備

<関連する個別規制・制度改革>

- ・羽田空港の通関諸手続きの 24 時間化（税関・検疫体制の 24 時間化）
- ・申告官署の自由化（遠隔地通関（リモート通関）の実現）
- ・特定荷主に対する輸出通関の簡略化
- ・航空法による建物の高さ制限緩和
- ・環境影響評価手続きの簡素化・迅速化（震災特例並み）
- ・PPP/PFI の更なる活用を促す措置
 - －イコールフットイングの確保（法人税などの負担減免、固定資産税、不動産取得税回避）
 - －国の関連部署による全面協力によるモデルプロジェクト実施および各地への波及
- ・外国とのトレーラーシャーシの相互通行
- ・高度道路交通システム（ITS）の研究開発促進（例：自動走行の公道試験）
- ・容積率・用途など土地利用規制の見直し ※
- ・エリアマネジメントの民間開放 ※

②グローバル人材の育成

- ・グローバル人材の育成を見据えた教育改革
- ・グローバル人材育成の取り組み推進
(英語教育の抜本的拡充、秋入学の推進、帰国子女の受け入れ体制の充実)

<関連する個別規制・制度改革>

- ・インターナショナルスクールの高校卒業認定資格の付与
- ・公立学校運営の民間への開放 (国際バカロレア認定) ※
(民間委託方式による学校の公設民営など)
- ・株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング ●
- ・教育バウチャー ●
- ・教育委員会の必置規制の見直し ●

③少子高齢化対策

- ・保育所 (こども園) への株式会社など民間事業者の参入促進
- ・特別養護老人ホームへの民間 (株式会社など) の参入規制を緩和
- ・ダイバーシティの推進

<関連する個別規制・制度改革>

- ・高齢者向け処方薬の自宅配送サービス (薬事法改正)
- ・株式会社の参入とイコールフットイング
(医療機関経営、特別養護老人ホームの経営、保育事業) ●
- ・雇用条件の明確化 ※
- ・有期雇用の特例 ※
- ・労働時間規制の見直し ●
- ・有料職業紹介事業の見直し ●
- ・外国人の活用 ● (外国人家事労働者の雇用)

(3) 東京オリンピック・パラリンピック (2020) 関連: 「成熟した国の未来都市形成に向けて」

①五輪準備の加速 ⇒ 成熟した国の未来都市形成

- ・首都圏3環状道路の整備、首都高速道路老朽化への対応
- ・東京都心の鉄道アクセス機能強化、都心と国際空港 (羽田・成田) とを直結する新たな路線の整備
- ・国際空港の容量拡大・稼働率向上など
(発着枠の拡大、滑走路増設、空域規制緩和、空港使用料の引き下げ、プライベートジェットへの対応強化など)
- ・首都圏港湾の効率性向上 (港湾、臨海地域の整備)
- ・大型クルーズ船の寄港に対応した港湾整備、および地方港湾や空港などにおける出入国手続きの簡略化・迅速化、並びに利便性向上
- ・パラリンピックの開催を見据えたさらなるバリアフリー化、電線地中化

<関連する個別規制・制度改革>

- ・借地借家法の正当事由制度の見直し
- ・出入国管理の利便性向上
- ・公設施設など運営事業における経営の効率化
(例：空港コンセッション方式における利用料金設定の弾力化)
- ・容積率・用途など土地利用規制の見直し ※
- ・エリアマネジメントの民間開放 ※
- ・滞在施設の旅館業法の適用除外 ※

②インバウンド観光の拡大

- ・外国人旅行者の利便性向上に資するインフラ整備の推進
(外国語標識・観光案内表示の充実、ガイド育成、無償公衆無線 LAN 環境整備など)
- ・大規模 MICE 施設を含む、統合型リゾート (IR) の整備
- ・観光振興に係る省庁横断機能の強化
- ・観光の目玉となるような歴史的・文化的な建造物の維持・再建
(例えば、江戸城天守閣の再建)

<関連する個別規制・制度改革>

- ・文化財などの観光資源化 (公開や利用に関する基準緩和)
- ・国際医療拠点における外国人医師診察、外国人看護師の業務解禁 ※
- ・古民家等の活用のための建築基準法の適用外等 ※
- ・歴史的建築物に関する旅館業法の特例 ※
- ・農家レストランの農用地区域内設置の容認 ※
- ・外国語による有料観光案内サービスの拡大 *
- ・観光案内サインの電子化 (道路占用許可施設拡大、電波法緩和) *

3. 「世界」をより意識した東京圏特区を

東京都が、3月28日の提案に加えて、5月に追加提案を行うと表明していることについては期待をしたい。

東京圏は日本で最も恵まれたビジネス環境にあり、国家戦略特区で目指す「世界的に優位なビジネス環境の実現」は、まさに東京圏特区の最大の使命の一つである。

その意味では、今までに出された提案には様々な問題指摘もなされており、本会が示す「目指す姿」との間には、まだ乖離がある。

特区法ですでに定められた6分野³における規制改革項目（いわゆる初期メニュー）のうち、東京圏で使えるものはすべて使い切ることが大切である。

5月に予定されている追加提案では、東京都としても本提言で示すような形で、世界との競争をより強く意識した特区の「目指す姿」を明確にした上で、その姿に近づくような果敢かつ充実した提案になることを大いに期待する。

また、経済効果の最大化を図るという観点からは、対象地域をできるだけ広く設定することも大切である。加えて、円滑な区域会議運営のためには、2月25日に閣議決定された国家戦略特別区域基本方針にも記されたように、論議への参加者をできるだけ絞りこむ等の工夫を行うことも重要である。

東京圏特区が岩盤規制の突破口となり、その経済効果を全国に波及させるためにも、今後における東京都の意欲あふれる取り組みに期待したい。

以 上

³ 都市再生、教育、雇用、医療、歴史的建築物の活用、農業（P13 参照）

参考1：特区法の初期メニューに掲載された規制・制度改革項目、および

国家戦略特区諮問会議民間議員が指摘した「岩盤規制」、および東京都提案からの抜粋

■特区法における規制改革事項

○都市再生 ・まちづくり	・容積率・用途等土地利用規制の見直し ・エリアマネジメントの民間開放 ・滞在施設の旅館業法の適用除外
○教育	・公立学校運営の民間への開放
○雇用	・雇用条件の明確化 ・有期雇用の特例
○医療	・国際医療拠点における外国人医師診察、外国人看護師の業務解禁 ・病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ・保険外併用療養の拡充 ・医学部の新設に関する検討
○歴史的建築物の 活用	・古民家等の活用のための建築基準法の適用外等 ・歴史的建築物に関する旅館業法の特例
○農業	・農業への信用保証制度の適用 ・農家レストランの農用地区域内設置の容認 ・農業生産法人の要件緩和

■国家戦略特区諮問会議 民間議員提出資料（2014年1月30日）の岩盤規制（例示）

○医療・介護 ・保育等	・株式会社の参入とイコールフットイング (医療機関経営、特別養護老人ホームの経営、保育事業) ・理事長資格要件（医師・歯科医師）の見直し ・遠隔診療の拡大
○労働	・労働時間規制の見直し ・有料職業紹介事業の見直し ・外国人の活用
○教育	・株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング ・教育バウチャー ・教育委員会の必置規制の見直し
○農業	・農業生産法人要件の見直し（企業の農地所有） ・農業協同組合の在り方を見直し

■東京都特区提案（2014年3月28日）から抜粋

- 企業誘致 ・ 法人税減税

- 観光 ・ 有料観光案内の簡素化、観光表示の改善

- 起業関連提案
 - 【法人設立に係るワンストップ窓口の創設】
 - ・ 法人設立に係る諸手続き（法務、財務、厚労）の申請を受け付ける、国の窓口を1か所に集約した機関を設立。
 - 【英語での申請受付】
 - ・ 特区内に設立する外国企業の日本法人の定款については公証人に代わり、国（法務省）あるいは東京都による認証で可とする。
 - 【在留資格の簡素化】
 - ・ 外国人の経営層の在留資格付与を簡素化
 - ・ 非居住の外国人を代表とする法人設立登記の容認
 - ・ 在留資格「特定活動・起業家」を創設
 - 【ベンチャー企業の資金調達の円滑化】
 - ・ エンジェル税制の適用対象企業要件（研究者・新事業従事者の割合、直前期までのキャッシュフローが赤字など）の緩和
 - ・ 法人版エンジェル税制の出資対象を拡充⇒ベンチャー企業への直接出資を対象に
 - 【外国人留学生による起業の促進】
 - ・ 在留資格を「留学」から「特定活動」に変更する際の要件を緩和
 - 【ベンチャー企業の製品・サービスの積極的活用】
 - ・ 技術や特徴を評価して入札参加資格を付与、ベンチャー企業を随意契約の対象に位置づけ

- 雇用
 - 【外国企業の人材確保支援】
 - ・ 外国人高度人材の有期労働契約、雇用に関する相談の実施

- 教育・医療
 - 【外国人向け安心医療・教育提供プロジェクト】
 - ・ 外国人医師の受け入れ拡大・外国人向け病床確保
 - ・ インターナショナルスクールに対する寄付税制の拡充

参考2：本会「目指す姿」から導出される各種規制・制度改革の分野別整理（参考1を除く）

○都市再生・まちづくり

- ・借地借家法の正当事由制度の見直し
- ・航空法による建物の高さ制限緩和
- ・PPP/PFIの更なる活用を促す措置
 - －イコルフットイングの確保（法人税等の負担減免、固定資産税、不動産取得税回避）
 - －国の関連部署による全面協力によるモデルプロジェクト実施および各地への波及
- ・公施設等運営事業における経営の効率化
（例：空港コンセッション方式における利用料金設定の弾力化）
- ・環境影響評価手続きの簡素化・迅速化（震災特例並み）

○ICT関連

- ・高度道路交通システム（ITS）の研究開発促進（例：自動走行の公道試験）

○物流

- ・羽田空港の通関諸手続きの24時間化（税関・検疫体制の24時間化）
- ・申告官署の自由化「遠隔地通関（リモート通関）の実現」
- ・特定荷主に対する輸出通関の簡略化
- ・外国とのトレーラーシャーシの相互通行

○企業誘致

- ・株式交換方式による企業買収における株式譲渡益課税の税制適格要件の緩和
- ・各種行政手続きの際の英語での申請（法人設立の他に、家族の引っ越し手続など）

○教育

- ・インターナショナルスクールの高校卒業認定資格の付与

○観光

- ・大型クルーズ船の出入国管理の利便性向上
- ・文化財等の観光資源化（公開や利用に関する基準の緩和）

○医療関係

- ・高齢者向け処方薬の自宅配送サービス（薬事法改正）

2014年4月

改革推進プラットフォーム 国家戦略特区PT

(敬称略)

座長

隅 修 三 (東京海上日動火災保険 取締役会長)

委員

薄 井 充 裕 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)

片野坂 真 哉 (ANAホールディングス 取締役副社長執行役員)

立 石 文 雄 (オムロン 取締役会長)

近 浪 弘 武 (日本コンベンションサービス 取締役社長)

長 門 正 貢 (シティバンク銀行 取締役会長)

深 澤 祐 二 (東日本旅客鉄道 取締役副社長)

峰 岸 真 澄 (リクルートホールディングス 取締役社長)

山 内 雅 喜 (ヤマト運輸 取締役社長 社長執行役員)

改革推進プラットフォーム

事務局長

富 山 和 彦 (経営共創基盤 代表取締役CEO)

事務局長代理

秋 池 玲 子 (ボストンコンサルティンググループ
パートナー&マネージング・ディレクター)

以上11名

事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 政策調査第2部 部長)

近 藤 学 (経済同友会 企画部 次長)

松 本 岳 明 (経済同友会 政策調査第1部 マネジャー)